

札幌市立保育所における保育業務支援システム導入運用業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）4 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060 - 0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
電話 011 - 211 - 2988

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市立保育所における保育業務支援システム導入運用業務

(2) 業務の概要及び目的

保育所において、登降園管理の業務や保護者への情報提供等を支援する保育業務支援システムを導入し、保育環境の負担軽減・充実を図り、保護者の利便性を向上させ、子育てしやすい環境づくりを推進する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 企画提案実施に係るスケジュール

ア 質問書の提出締切日 令和 5 年 5 月 1 日（月）（17時まで）

イ 企画提案参加意思確認書の提出締切日 令和 5 年 5 月 11 日（木）（17時まで）

ウ 企画提案書提出締切日 令和 5 年 5 月 18 日（木）（17時まで）

企画提案書の提出後、本市の指定する日時にヒアリングを含む審査を実施し、契約候補者を選定する。

3 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げるすべて

の要件を満たすものとする。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり20園以上の公立保育所への導入・運用実績があること。なお、導入・運用実績は、公立保育所における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば保護者連絡機能のみのシステム）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。

4 提案説明書等の交付方法

令和5年4月17日（月）より札幌市子ども未来局ホームページにて公開する。